

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「人と自然が調和し大自然を次代に伝える」まちづくり再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県、宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町

3 地域再生計画の区域

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の全域

4 地域再生計画の目標

五ヶ瀬町は、九州のほぼ中央、宮崎県の北西部に位置し、東部は高千穂町、南部は椎葉村・諸塚村、北西部は熊本県山都町に接している。町の南部は標高 1,200m から 1,600m 級の九州脊梁の山々が連なり、北西部には阿蘇外輪山を展望できるなだらかな丘陵地帯が広がる。面積は 171.77 k m² で、全般的には急峻で約 88% を森林が占めている。

気候は、平均標高が 620m と高いため、年間平均気温が 13.1℃ と冷涼であるが、夏期の最高気温は 33℃ を超える一方で、冬期の最低気温は氷点下 10℃ にも達し気温の年間差が大きい。特に冬期の低温や積雪、さらには 10 月初旬から 4 月下旬にかけての降霜など、温暖な宮崎県にあっては特異な気象条件下にある。

人口は、昭和 33 年の 9,466 人をピークに減少が続いている。平成 17 年の国勢調査人口は 4,812 人であり、昭和 35 年の国勢調査人口の 9,321 人から 47 年間で 48.4% 減少している。人口減少の原因の一つとして、本町の基幹産業である農林業の衰退があげられる。65 歳以上の高齢者は、平成 19 年 12 月現在の人口で 4,846 人のうち、1,598 人であり、高齢化率は 33.0% に達している。

本町の行政基本方針は、地域発展の原動力である農林業を中心とした各産業を振興し、住民所得の向上や就業機会を拡大させるとともに、生活環境基盤を整備するなど、若者に魅力的な、そして高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指している。これまで、スキー場やワイナリー、総合スポーツ施設「G パーク」など、都市との交流の核となる施設の整備を進め、地域の各産業との連携も形成されつつある。

本町の主要な産業は農林業で、農業は稲作を中心に、茶、高冷地野菜、花卉栽培と畜産を組み合わせた複合経営型農業が主であり、近年、ぶどう栽培も拡大傾向にある。林業は特用林産物の椎茸栽培が主である。

茶・花卉・畜産などの経営拡大を目指す農家もあるが、主要産物である米の生産は、価格の据え置きや減反などにより収益が望めず、所得の向上及び安定収入が見込めないため、従事者の農業離れや後継者不足が深刻な問題となっている。このため、世代交代ができず従事者の高齢化が進行しており、耕作放棄地の増加や農村における活力の低下が生じている。

林業においてはさらに深刻で、本町面積の 88% を占める森林面積 (15,191ha) 中、人工林の面積は 9,944ha であるが、ここ数十年の輸入材の増加等により、主要な森林資源のスギ・ヒノキの価格低迷が続き、標準伐期齢以上の林分が多くを占める。林業従事者も減少傾向にあり、高齢化と後継者不足により林業の活力低下が進行している状況にある。森林の手入れが行き届

かず、このまま未保育林分が増加すると森林の荒廃が進み、山地災害等により、多くの貴重な森林や農地などを失う懸念がある。

このため、農林業の生産基盤である林道・町道を整備し、高性能林業機械・農業機械の導入により作業の合理化及び効率化を進めるとともに、生産コストの低減、並びに労力の軽減を図り、農林業の振興と活性化を図ることとする。

(目標 1) 町中心部へのアクセス時間短縮：10分

平均アクセス時間 35分→25分

(目標 2) 町営バス (Gライン) の町内全域運行

(目標 3) 生産コスト低減のため林道舗装率 13%向上

現舗装延長 74,441m→86,500m

(目標 4) 林業の振興 (今後 5 年間の間伐実施面積の 15%増加)

現平均 110ha/年→計画平均 127ha/年 (5年間 635ha)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

町道は、集落間を結ぶ道路として、また、幹線道路の代替道路として、地区住民にとって重要な基盤であることから、改良・舗装を中心に効果的な整備に務め、本町中心部へのアクセスの短絡化を進める。

町道整備により、本町で運行する交通機関「シャトルバス Gライン」の緻密な運行行程が可能となり、交通弱者をはじめ、一層の住民サービスが図られるとともに、町外からの観光客の増加も見込まれ、町の活性化に寄与する。

林道は、森林基幹道である荻原・波帰線 (延長約 25km : 平成元年以降開設) が、平成 19 年度に全線開通し、地区住民の利便性が向上したものの、開通まで 20 年近くの歳月を要したため、法面改良が必要な区間や砂利道の未舗装部があることから、法面改良と舗装を実施し、災害に強い林道を構築する。このことにより、適正な森林整備の推進による森林の多面的機能の発揮や、森林への入込み者の増加による森林の総合利用を促進し、あわせて国道 265 号の災害時等の迂回路としての役割を担うこととなる。

これら道路網整備を進め、移動時間の短縮や大型機械の導入が可能となることにより、農林業の生産コストの低減を目指し、農林業の繁栄と活性化を図ることとする。

第一次産業の繁栄とともに、本町の活性化を図ることにより、豊かな自然と活気ある町づくりを目指し、また次代に引き継いでいくこととする。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類 (事業区域)、実施主体]

- ・町道 (五ヶ瀬町) 五ヶ瀬町
- ・林道 (五ヶ瀬町) 宮崎県、五ヶ瀬町

[事業期間]

町道 平成22年～平成25年

林道 平成21年～平成25年

[整備量]

町道 3.7 km

林道 10.6 km

[事業費]

総事業費 380,000 千円 (うち交付金 190,000 千円)

町道 80,000 千円 (うち交付金 40,000 千円)

林道 300,000 千円 (うち交付金 150,000 千円)

5-3 その他の事業

地方道路整備臨時交付金

町道 改良・舗装 橋梁改修

森林整備地域活動支援交付金事業

森林整備に必要な施業区域の明確化を行うために地域活動に対する支援

林業担い手基金事業

森林組合直営作業班の社会保険に係る経費の助成

林業後継者育成対策事業 (町独自)

林業研究グループ (林業後継者) への活動助成

林道等改良事業 (県単)

林道等の通行の安全を守るために必要な路盤整備等に対する補助

6 計画期間

平成21年度～平成25年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に五ヶ瀬町地域再生計画推進協議会が必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし